

# ショートステイ・ゆきよし とやの利用料金表

事業所番号: 1510101486

\* 1月の総単位数×10.18(※新潟市の短期入所事業所の1単位の単価)の1割又は2割が指定障害福祉サービス一部自己負担となります。

区分	項目	内容および料金		
指定障害福祉サービス一部自己負担分	基本料金	福祉型短期入所サービス費(短期入所のみを利用)	区分 1	498
			区分 2	498
			区分 3	570
			区分 4	634
			区分 5	767
			区分 6	903
	福祉型短期入所サービス費(日中活動系サービスを併せて利用)	区分 1	169	
		区分 2	169	
		区分 3	235	
		区分 4	311	
		区分 5	516	
		区分 6	589	
加算	短期利用加算	指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算	1日につき 30	
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき 1月の 総単位数 ×8.6%	
	送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき 186	
	食事提供体制加算	低所得者、一般1(所得割16万円未満)に該当の場合	1日につき 48	
指定障害福祉サービス外自己負担分	食費 (食事提供体制加算該当者の負担額)	朝食	1食につき 350(185)	
		昼食	1食につき 450(240)	
		夕食	1食につき 450(255)	
	光熱水費用	毎日の光熱水費用として	1日につき 500	
	持ち込み電機製品使用料金	テレビ・電気毛布・ラジオなど持ち込み電化製品を使用した場合	1点/1日 100	
	テレビレンタル料金(電気使用料金含む)	施設のテレビをレンタルした場合	1日につき 200	
	クリーニング料金	業者委託した場合	実費	
	理美容料金	業者委託した場合	実費	

\* いずれの加算も基準を満たした場合のみ算定させていただきます

\* オムツ・紙パンツ・尿取りパット(当施設指定の物)は基本料金に含まれております

\* 日常生活における物品について、施設での販売・購入はしていません

\* 障害福祉サービス等報酬改定により変更される場合もございますのでご了承ください

2023年2月更新

## ショートステイ・ゆきよし とやの利用料金表

単位：円

区分	項目	内容および料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型短期入所生活介護費(従来型個室)・・・1人部屋利用	要介護 1	655		
			要介護 2	726		
			要介護 3	796		
			要介護 4	867		
			要介護 5	937		
		単独型短期入所生活介護費(多床室)・・・2、4人部屋利用	要介護 1	737		
			要介護 2	808		
			要介護 3	878		
			要介護 4	949		
			要介護 5	1019		
加算	該当する方	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	1日につき	12	
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合	1日につき	6	
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)※1	職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合	1日につき	6	
		機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	1日につき	12	
		夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の数が最低基準(1名)を1以上上回っている場合	1日につき	13	
		看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護職員を1名以上配置している場合	1日につき	4	
		看護体制加算(Ⅱ)	看護職員を常勤換算方法で入所者25またはその端数を増す毎に1名以上配置し、かつ24時間の連絡体制を確保している場合	1日につき	8	
	送迎加算	居室と施設間の送迎を行った場合	片道につき	184		
	療養食加算	医師の食事せんに基づいた療養食を提供した場合	1日につき	23		
	認知症行動・心理症状緊急対応加算		1日につき	200		
若年性認知症受入加算	認知・心理対応加算を算定している場合は該当しない	1日につき	120			
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費	
		第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	300	個室	多床室
		第2段階	課税年金収入+合計所得80万以下	390	420	320
		第3段階	課税年金収入+合計所得80万超等	650	820	320
		上記以外の方		1380	1150	320
	特別な食事料金(税込)	利用者様の特別な希望に基づくメニューや食材など		一食につき	実費	
	理美容代	理美容をご利用の場合※業者委託			実費	
	行事費	施設の企画する行事に参加された場合			実費	
	持ち込み電機製品使用料(税込)	テレビ・電気毛布など		1点につき	50	
	文書発行料	証明書などの書類を発行した場合			実費	
手数料	利用料金引落手数料		一月につき	実費		
その他	日常生活品・教養娯楽費など利用者の特別な希望に基づくもの			実費		

※1 職員の勤務体制により、いずれかの加算になります。12月以降の加算となります。

要支援

ショートステイ・ゆきよし とやの利用料金表

単位:円

区分		項目	内容および料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型介護予防短期入所生活介護費(従来型個室)・・・1人部屋利用	要支援 1	492			
			要支援 2	611			
		単独型介護予防短期入所生活介護費(多床室)・・・2、4人部屋利用	要支援 1	536			
			要支援 2	667			
	加算	該当する方	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合		1日につき	12
			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合		1日につき	6
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)※1	職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合		1日につき	6
			機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している		1日につき	12
			送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合		片道につき	184
			療養食加算	医師の食事せんに基づいた療養食を提供した場合		1日につき	23
認知症行動・心理症状緊急対応加算					1日につき	200	
若年性認知症受入加算	認知・心理対応加算を算定している場合は該当しない		1日につき	120			
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費		
					個室	多床室	
		第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	300	320	0	
		第2段階	課税年金収入+合計所得80万以下	390	420	320	
		第3段階	課税年金収入+合計所得80万超等	650	820	320	
		上記以外の方		1380	1150	320	
	特別な食事料金(税込)	利用者様の特別な希望に基づくメニューや食材など			一食につき	実費	
	理美容代	理美容をご利用の場合※業者委託				実費	
	行事費	施設の企画する行事に参加された場合				実費	
	持ち込み電機製品使用料(税込)	テレビ・電気毛布など			1点につき	50	
文書発行料	証明書などの書類を発行した場合				実費		
手数料	利用料金引落手数料			一月につき	実費		
その他	日常生活品・教養娯楽費など利用者の特別な希望に基づくもの				実費		

※1 職員の勤務体制により、いずれかの加算になります。12月以降の加算となります。